

休業にご協力いただいた皆様へ

新型コロナウイルス

# 感染拡大防止協力金の申請について

## 申請受付期間

5月7日（木）から6月30日（火）まで

## 申請方法

申請は、インターネット又は郵送で提出してください。

なお、感染拡大防止のため、対面での受付等を行いませんのでご理解ください。

### ① インターネット申請の場合

専用ポータルサイトから申請することができます。

（URL）<https://tochigi-kyoryokukin.com>

なお、6月30日（火）午後11時59分までに送信を完了してください。

読取用QRコード



### ② 郵送の場合

上記URLから申請書類等をダウンロードし、必要事項を記入の上、次の宛先に簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。（申請書類等は、各県税事務所、県庁本館県民プラザ室、各県民相談室、県内商工会議所・商工会及び県中小企業団体中央会でも入手可能です。）

なお、6月30日（火）の消印有効です。

（宛先）〒321-3226

栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください

お問合せ先 ※令和2年5月1日（金）午後1時開設

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

（電話）028-680-7145

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日も受け付けしています。）

## ○申請書類について

- 1 感染拡大防止協力金申請書
- 2 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類（（１）～（３）全て）
  - （１）営業活動を行っていることがわかる書類（写し）
    - ①法人の場合、直近の決算書のうち、貸借対照表と損益計算書  
個人事業主の場合、直近の確定申告書の控えと収支決算書
    - ②申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真
  - （２）業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写し可）  
（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等
  - （３）本人確認書類（写し可）
- 3 休業等の状況がわかる書類（写し可）  
（例）休業を告知するHP、店頭表示、DM 等
- 4 休業する事業所が賃借の場合、賃貸借契約書（写し）
- 5 誓約書
- 6 支払金口座振替依頼書

## ○支給対象となる施設の具体例

### 1 特措法による要請を行う施設

| 施設の種類    | 内訳   |
|----------|--|
| ①遊興施設    | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外車券売場、ライブハウス 等 |
| ②劇場等     | 劇場、観覧場、映画館、演芸場   |
| ③集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場  |
| ④運動・遊技施設 | 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等             |
| ⑤文教施設    | 学校（大学等を除く。）  |

### 2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の施設は協力依頼）

| 施設の種類    | 内訳  |
|----------|---|
| ①大学・学習塾等 | 大学・専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等          |
| ②博物館等    | 博物館、美術館、図書館                               |
| ③商業施設    | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗   |
| ④宿泊施設    | ホテル・旅館等（行楽を主目的とする宿泊に係る事業又は集会の用に供する部分に限る。） |

※ 飲食業等の食事提供施設については、自主的に休業した場合に本協力金の対象とします。

※ 施設の使用制限対象施設一覧については、県HP (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>) の「栃木県緊急事態措置（4月18日～5月6日）」を参照してください。